

身体拘束及び高齢者虐待の未然防止に向けた  
介護相談員の活用に関する調査研究事業  
報告書



# 目 次

1	身体拘束、虐待の未然防止に向けた介護相談員の活用 研究会 ……	3
	1. 研究会設置の目的 ……	5
	2. 研究会 委員 ……	5
	3. 研究会 開催 ……	6
	4. 研究会 報告 ……	7
	【資料】第2回研究会 先進事例ヒアリング	
	1. 山野 良夫 レジюме ……	15
	2. 鳥海 房枝 レジюме ……	18
	(別冊) 介護相談員派遣等事業実施自治体における 「身体拘束、虐待の未然防止に向けた取り組み」アンケート報告	
2	全国介護相談活動事例報告会 (別冊) ……	21
3	介護相談・地域づくり連絡会 世話人会 ……	25
4	介護相談員派遣等事業 事務局担当者研修 (別冊) ……	29
5	都道府県・市町村・介護相談員に対する取組促進の支援 ……	33
	ホームページによる情報発信『今月の相談』 ……	35
	介護相談員活動に対する取組促進の支援 ……	36
	(別冊)『介護相談員活動 相談・観察への対応と手法 一事例検討のために』 自治体主催の勉強会の開催支援 ……	36
【参考資料】	平成27年度介護相談員研修(全国研修)実施結果 ……	37
	1. 介護相談員養成研修 ……	39
	2. 介護相談員現任研修 ……	42





1

身体拘束、虐待の未然防止に向けた  
介護相談員の活用 研究会



# 身体拘束、虐待の未然防止に向けた 介護相談員の活用 研究会

## I 研究会設置の目的

介護相談員派遣事業が身体拘束、虐待の未然防止に有効である具体的な活動を明確にし、検証するために、

- ①介護相談員派遣により身体拘束・虐待の未然防止に努めている市町村事務局の取組の把握
- ②身体拘束・虐待・権利擁護(270分)認知症の基礎知識・コミュニケーション技法(300分)等(全40時間以上の研修)を習得した介護相談員の介護現場での活動実態の把握
- ③介護相談員受入事業所の身体拘束・虐待防止への取組、介護相談員との連携による改善等に関するアンケート調査・取組事例の収集

を行い、介護相談員派遣等事業、介護相談員の活用を通じた、身体拘束、虐待の未然防止に向けた具体策の検討を行うことを目的とする。

## II 研究会 委員

氏名	肩書
見平 隆	静岡英和学院大学 人間社会学部 コミュニティ福祉学科 学科長 教授 〈座長〉
橋本 正明	社会福祉法人 至誠学舎立川 理事長
柴尾 慶次	社会医療法人 慈薫会 介護老人保健施設 大阪緑ヶ丘 事務長
鳥海 房枝	NPO 法人 メイアイヘルプユー 事務局長
高村 浩	高村 浩 法律事務所 所長
五十嵐 多喜	千葉県 千葉市 介護相談員
三浦 美紀子	島根県 浜田地区広域行政組合 介護相談員
田中 千鶴子	千葉県 松戸市 介護相談員派遣等事業事務局

### ■オブザーバー

安藤 正純	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
-------	-----------------------

### ■事務局

菅原 弘子	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長
北村 肇	介護相談・地域づくり連絡会 事務職員
高松 智子	介護相談・地域づくり連絡会 事務職員

### Ⅲ 研究会 開催

#### ○第1回研究会

日 時	平成27年11月26日(木) 10:00~12:00
会 場	アルカディア市ヶ谷(私学会館)7階「吉野」
議 題	1. 委員紹介 2. 委員会設置について 3. 虐待・身体拘束取組アンケート調査項目検討

#### ○介護相談員派遣等事業事務局用アンケート項目調整

日 時	平成27年11月下旬	事務局
内 容	調査項目案作成	
日 時	平成27年12月上旬	委員メール対応
内 容	調査項目チェック	

#### ○介護相談員及び受入事業所用アンケート項目調整

日 時	平成27年12月上旬	事務局
内 容	調査項目案作成	
日 時	平成27年12月中旬	委員メール対応
内 容	調査項目チェック	

#### ○第2回研究会

日 時	平成28年1月15日(金) 18:00~20:00
会 場	アルカディア市ヶ谷(私学会館)7階「雲取」
議 題	I. 先進事例ヒアリング 1. 山野 良夫 氏 〔(社福)伯耆の国 特養 ゆうらく 理事長〕 2. 鳥海 房枝 氏 〔(NPO法人)メイアイヘルプユウ 事務局長〕 II. 討議 「身体拘束、虐待をしないケアの方法」及び「介護相談員の視点」について

#### ○第3回研究会

日 時	平成28年2月10日(水) 10:00~12:00
会 場	アルカディア市ヶ谷(私学会館)7階「吉野」
議 題	介護相談員派遣等事業のあり方について(まとめ) 1. 身体拘束・虐待の未然防止における市町村事務局と相談員の役割 2. 虐待・身体拘束ゼロへの視点と施設職員の不適切ケアとの関連について

# 身体拘束、虐待の未然防止に向けた介護相談員の活用

## 研究会報告

### 1 事業実施の背景、趣旨

- 厚生労働省が毎年実施している『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査結果』によると、平成 18 年度の同法施行以来、要介護施設従事者等による高齢者虐待は増加傾向にあり、平成 25 年度調査で相談・通報件数 962 件、うち虐待と認定した事例数 221 件・被虐待高齢者数 402 名と報告されている。
- 被虐待高齢者数 402 名のうち、虐待の種別(複数回答)では身体的虐待 258 件・介護等放棄 67 件・心理的虐待 132 件・性的虐待 14 件・経済的虐待 31 件と、比較的目にとまりやすい身体的虐待の報告数が抜きんでている。身体拘束は 92 件について「あり」との報告であり、被虐待高齢者の約 4 分の 1(22.8%)を占めている。また、被虐待高齢者の 9 割以上が認知症日常生活自立度Ⅱ以上(自立度Ⅲ以上でも約 8 割)であり、被虐待高齢者のほぼすべてに判断能力の低下がみられる。
- こうしたなか、平成 26 年秋、東京都北区で発生した岩江クリニック「シニアマンション」事件では、99 人に身体拘束が行われて虐待認定がなされ、巷間に衝撃を与えた。埼玉県熊谷市の特別養護老人ホーム「愛心園」事件でも、入所定員 70 名のうち認知症の入所者 34 名に対する身体拘束が認められたとして県による調査が進められている(朝日新聞 2015 年 11 月 18 日報道)。
- 神奈川県川崎市の介護付き有料老人ホーム「S アミーユ川崎幸町」で入所者 3 名が相次いで転落死した事件では、千葉県内の同系列施設(松戸市、市川市)でも転落死事件が判明、東京都でも同系列 40 施設の事故を調査したところ、2010 年から約 714 件の事故があり、そのうち 413 件が市区町村に報告されていなかった。こうした状況から厚生労働省は、運営会社「メッセージ」(岡山市)に対して業務改善勧告を行っている。
- 今年度に入ってからだけでも、京都府城陽市の特別養護老人ホーム「梅林園」事件、宮城県仙台市の介護付き有料老人ホーム「ベストライフ仙台西」事件、京都府福知山市の特別養護老人ホーム「グリーンビラ夜久野」事件、岡山県備前市の特別養護老人ホーム「第二鶴海荘」事件等など多くの報道がなされており、身体拘束廃止、高齢者虐待防止は緊急を要する課題である。
- 介護保険制度の地域支援事業である介護相談員派遣等事業は、462 自治体(広域を 1 自治体とする)が事業を行い、全国で介護相談員 4,312 人が活動を繰り広げている。その事業効果は、国民生活センターの調査等でも高く評価されている。介護相談・地域づくり連絡会が派遣先施設・事業所を対象に行った調査(有効回答 9132 件)によると、利用者の生活の質の向上や職員のケアの向上に役立つ助言・提案者として「介護相談員」をあげた施設・事業所は 5 割(4,986 件)を超える(図表 1)。また 8 割を超える事業実施市区町村や介護相談員が、介護相談員活動による身体拘束、虐待の抑止効果があるとしている(図表 2・3)。

○現況では、認知症の人が8割～9割を占める施設サービス3施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、通所サービスを中心に(在宅サービス訪問も増加傾向)介護相談員の訪問活動が行われている。今後は、有料老人施設、サービス付き高齢者向け住宅への訪問や未実施自治体への展開が課題となっている。

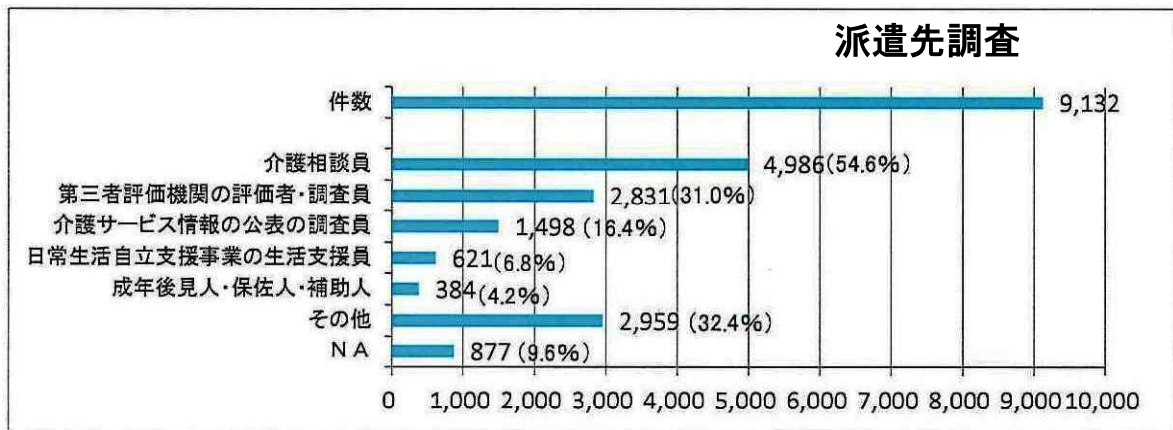
○こうした状況から、

- ①介護相談員派遣により身体拘束・虐待の未然防止に努めている市町村事務局の取組の把握
- ②身体拘束・虐待・権利擁護(270分)認知症の基礎知識・コミュニケーション技法(300分)等(全40時間以上の研修)を習得した介護相談員の介護現場での活動実態の把握
- ③介護相談員受入事業所の身体拘束・虐待防止への取組、介護相談員との連携による改善等に関するアンケート調査・取組事例の収集

を行い、介護相談員派遣等事業、介護相談員の活用を通じた、身体拘束、虐待の未然防止に向けた具体策の検討を行うことを目的に調査研究事業を行った。

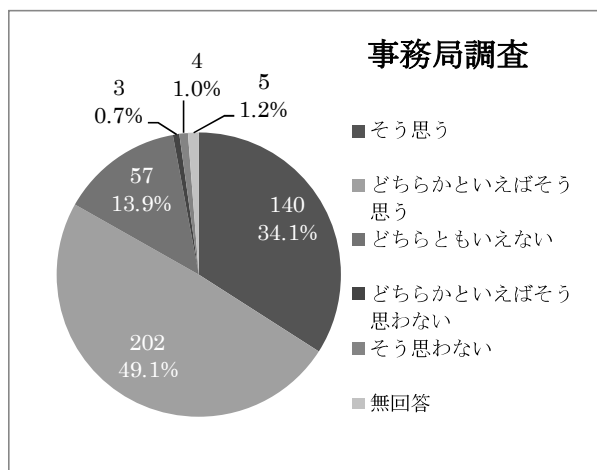
### 利用者の生活の質や職員のケアの向上において、役立つ助言・提案者(複数選択)

図表1

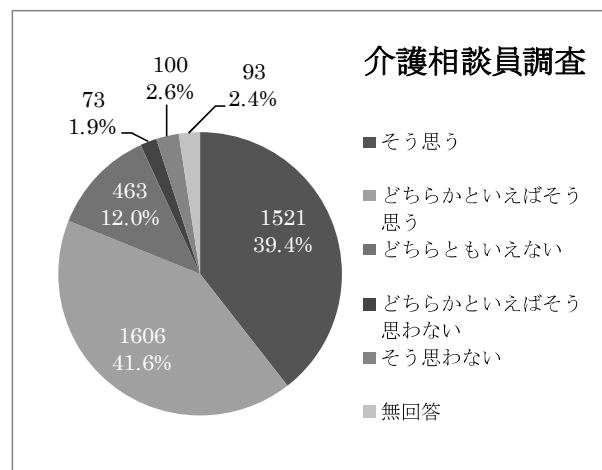


### 介護相談員の訪問が身体拘束等の高齢者虐待を抑止する役割を果たしていると思うか(2015年)

図表2



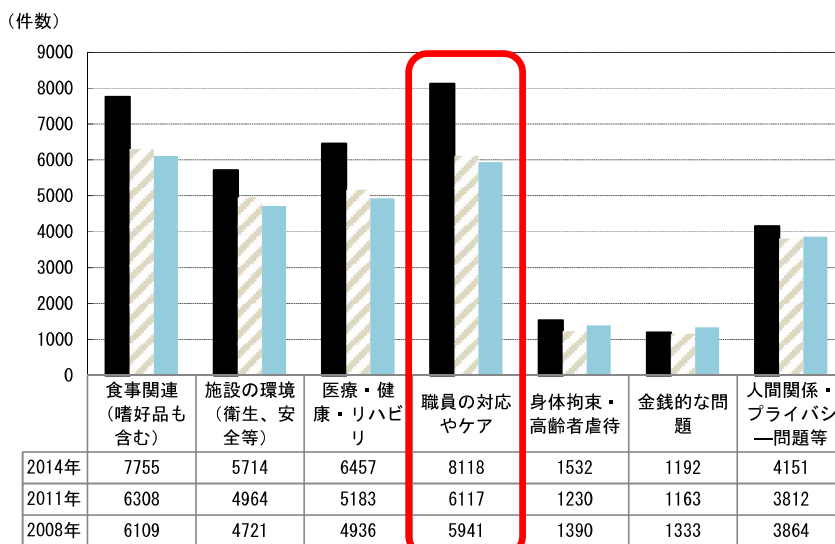
図表3



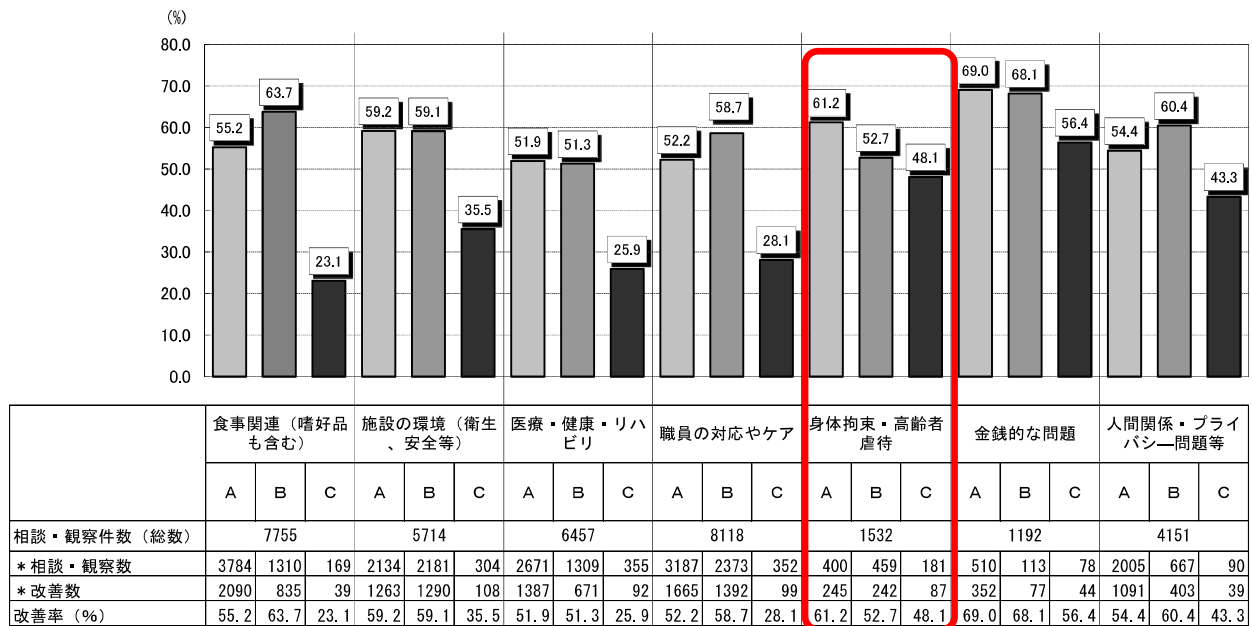
## 2 「虐待」「身体拘束」の捉え方について

- 事業実施にあたり、研究会のスタンスとして、まず今次調査研究における「(高齢者)虐待」「身体拘束」の捉え方をまず明らかにすべきという指摘があった。
- 国による平成 25 年度調査では、養介護施設従事者等による高齢者虐待認定件数 221件・被虐待高齢者数 402 名であるが、直近の『介護相談員派遣事業活動調査』によると、介護相談員による報告数はその数を超えている(図表4・5)。介護サービス提供の現場を定期的に訪問する介護相談員は、認定される虐待事例以上に、「グレーゾーン」「不適切なケア」のレベルで向き合っており(図表6)、事前に虐待、身体拘束の芽を摘む役割を果たしている。
- 法律論的な見方をすれば、心的外傷を与える行為をすればそれは心理的虐待と認められ、実際に心的外傷を与えたか否かは問われることはない。虐待の事実認定にあたっては客観的に捉える必要があるとの指摘があった。
- 身体拘束に関しては、緊急やむを得ない場合という例外規定(切迫性・非代替性・一時性)があるが故に、身体拘束が「合法化」されている側面がある。現に施設入所(居)時に、身体拘束を必要な場合には行う旨の誓約書を取り交わす事業所もある。身体拘束が外部の目に見えにくい状況となり、そこに介護相談員の活動の場や活動する意義も存在するのではないかという指摘もあった。
- 本調査研究は、どこからが虐待で、どこからが身体拘束かという線引きを行うことが目的ではない。グレーゾーン、不適切なケアを放置していると、結果として虐待事件として表面化することとなる。介護相談員が現場で直面している現実を重視し、図表6に示される「グレーゾーン」や「不適切なケア」も虐待にいたる可能性がある予備軍として捉えることとした。

**図表4 介護相談員調査「領域ごとのこの1年間の相談・観察件数」**



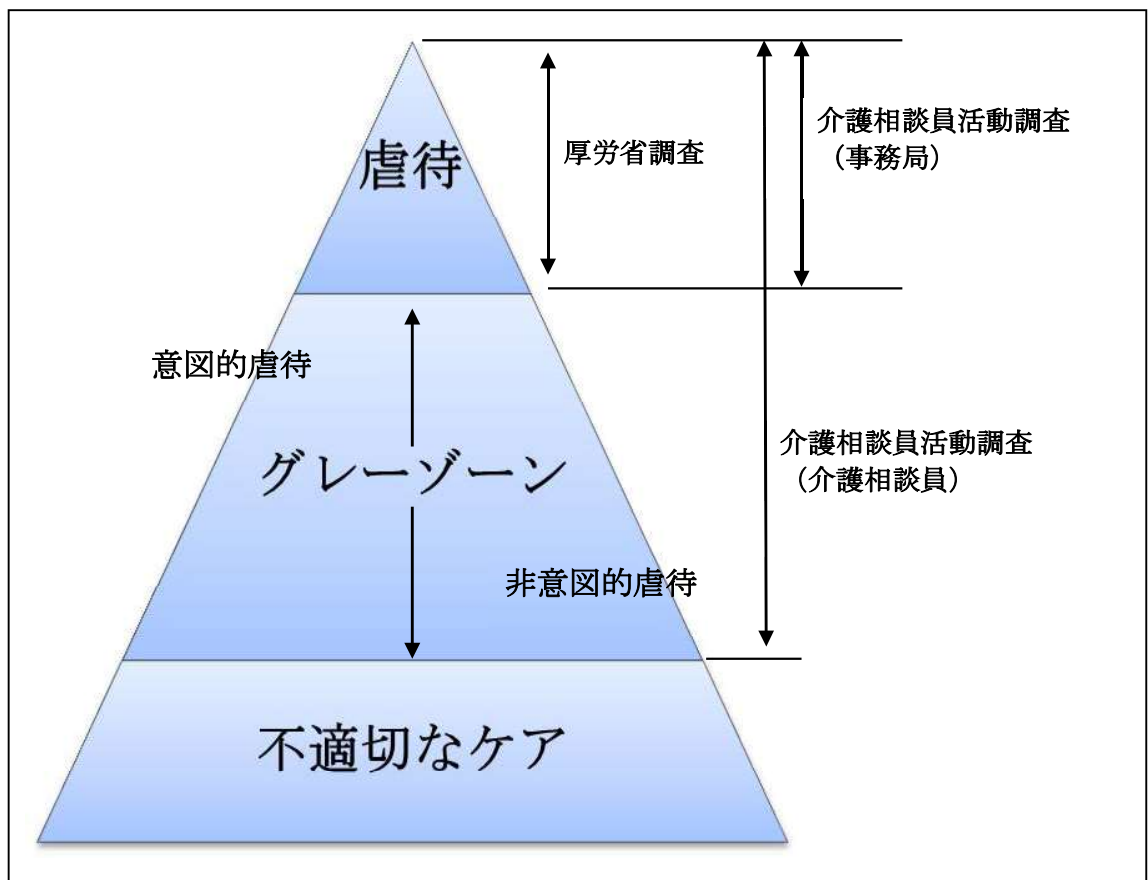
図表5 介護相談員調査「この1年間の相談・観察の改善率」



※改善率は、各領域、各分類とも相談・観察数、改善数ともに記入のあったものだけで算出しています。  
改善率を算出するための母数は\*で上記の表に示したとおりですが、両方ともに回答のあったものだけに絞っているため、相談・観察総件数とは数値が異なる点には留意する必要があります。

- A: 誤解や勘違いによる苦情、個人の好み、要望など … 事実を確認し、速やかに事業所に伝えるべき内容。
- B: 施設・事業所の介護にかかわるもの … 事業所の管理者に伝え、施設・事業者との協議が必要な内容
- C: 制度・施策・法律 (契約) 等に関するもの、虐待・詐欺等犯罪となるもの … 事務局を通じて行政に伝えるべき内容

図表6 高齢者虐待の捉え方





### 3 介護相談員活動(身体拘束・虐待の未然防止にむけて)の今後の方向性

(事業の義務化について)

- 現在、介護相談員派遣等事業は、介護保険制度のなかの地域支援事業(市町村事業)の任意事業として実施されている。平成 29 年度(第7期介護保険事業計画期)に全市町村施行となる新総合事業の義務化などをひかえ、地域支援事業に占める介護相談員派遣等事業の相対的な優先順位が低下せざるを得ない状況にある。
- 介護相談員派遣等事業の効果については、事業実施市町村事務局、介護相談員、受入施設・事業所ともに認めるところである(図表1・2・3)。こうした状況も鑑み、次期介護保険事業計画の策定に向けて同事業の必須化、義務化を求めていく方向性が考えられる。
- その場合現在運営は市町村の裁量であるため、事業実施自治体のなかでも介護相談員の派遣方法(訪問頻度、報酬、報告の仕方、連絡会の開催有無・方法)が異なることから、事業実施のための運営指針を新たに示し、事業の平準化を行う必要がある。
- 未実施市町村のなかには、介護保険制度運営自体に関して、ルーティン化し消極的な部分もあることは事実であり、いずれにしても未実施市町村をなくしていく方策が求められる。

(介護相談員に対する権限の付与について)

- また現在、一切の権限を持たない介護相談員に一定の権限を付与してはどうかという意見もある。介護相談員のなかには、付与すべきとの意見がある一方、無権限で市民の目をもって活動することに、介護相談員としての強み要因があるとの双方の意見がある。
- 付与すべきとする意見は、権限がないなかでの活動には自ずと限界があるのではないかといったものである。
- 無権限がよいとする意見は、介護相談員派遣等事業は継続的に介護の現場と関わることによって成立する事業スキームであり、介護相談員が受入施設・事業所との関係を構築していくなかで、結果として自治体・介護相談員・受入施設／事業所の三方が納得する仕組みとすることができる。権限を付与することでかえって、受入施設・事業所のハードルを上げてしまうことになりマイナス効果であるといったものである。
- 定期的に関わることで、受入施設・事業所の運営や職員の抱えている問題、利用者の思い(我慢の加減)なども理解することができる。権限をもたないからこそ、受入施設・事業所に率直に言いたいことを伝えることもできるといった意見があった。
- いずれにしても介護相談員派遣等事業の事業スキームの構築のためには、事業実施市町村と介護相談員、介護相談員と受入施設・事業所及び利用者(家族を含む)との信頼関係の醸成が不可欠といえる。
- 介護相談員は虐待、身体拘束だけを探しに派遣されるわけではなく、介護相談員の強みは、虐待・身体拘束か否かに関わらず、一般市民の目でみて疑問、不適切と思う事があれば、すべからく行政に報告され、受入施設・事業所にも疑問を呈することができる点にある。その結果として虐待・身体拘束の未然防止につながっている。

- 受入施設・事業所側から介護相談員に求められていることは、虐待や身体拘束に対して、市民目線で素直に「どうしてこのようなやり方をしているのですか」と疑問を呈することにあると思われる。施設・事業所に内在する問題を、介護相談員などの外部の力を借りて、いったん表に出す作業が必要となるので、その役割を介護相談員自身が広く認識し役割を果たす必要がある。
- 緊急やむを得ない場合の例外規定が拘束、虐待を生んでいる可能性について指摘があった。第三者あるいは介護相談員が、「拘束せざるを得ない」と決定する場に参画し、いわゆる一般市民の常識と照らして検討を重ねていくことの必要性が上がった。
- 介護相談員はチェックするという事ではなく、施設側の意見も聞き、拘束以外でどのような工夫ができるのか、この拘束は本当に必要か等、施設にとってのよき相談者として介護相談員の活動の場を拡げ、受入事業所の拡大につなげていく事も必要ではないかとの言もあった。

#### (事業実施市町村事務局の役割)

- 介護相談員の活動が、虐待・身体拘束の芽を摘んでいる一方で、事業実施市町村の事業担当者がそのことを看取していない実態もある。多くの場合、介護相談員は経験年数4年超(2年任期で2期以上を務める)といった方が多く、市町村職員は2～3年で異動があるため、事業担当者の理解が進まない側面がある。
- 利用者も認知症者が増加し、苦情や不満を直接的な言葉で表現できないなかで、介護相談員が取り上げる事例も、相談記録票・報告書に適切に記載しにくい、グレーゾーンや不適切なケアが増えていると「肌で感じる」といった、介護相談員からの指摘もある。
- そうしたなか、事業実施市町村事務局の役割としては、事業を行う上での共通認識として、先にとりあげた「グレーゾーン」や「不適切な介護」といった事象も、介護相談員と同様に、虐待ないし虐待につながる予備軍であるという認識をもつ必要がある。
- 実際、相談記録票・報告書として介護相談員が課題をとりあげても、その報告を活かさない市町村事務局の存在が、介護相談員調査などによっても指摘される。相談記録をデータベース化し検索機能を高め、類似課題が起きた時の参考とするなど、記録を活かす方策が求められる。

## 4 施設・事業所及び職員について

#### (施設・事業所の職員と介護相談員派遣事業との関係)

- 今次調査研究にあたり、先進的な施設運営の実践事例のヒアリングを行った。そのいくつかの発言内容を以下にまとめた。
- まず職員不足などの現状から、現に職員が意図的ではない(非意図的)形で、結果として虐待につながる行為をしてしまい、その事実には職員自身が気づいていないという実態もあることから、介護職員が職場の職員同士や上司、また介護相談員と気安く話し合える職場の環境づくりが重要である。善意に満ちた介護が虐待に通ずるとの言もあった。

#### (施設・事業所としての責任の所在の明確化)

- 個々の職員に委ねる問題ではなく、まず施設・事業所のトップが虐待、身体拘束をしないと宣言することがスタートラインである。そのうえで、施設・事業所内の職員全体としての共通認識を図る必要がある。
- 介護現場にとって、身体拘束をやめることは非常な不安が伴う。注意義務を払ったうえで起きてしまった介護事故は、起こした職員個人ではなく組織が責任をとることを、トップが明確に伝えるべきで、その部分の共通認識がないと職員自身も不安になるため、責任体制を共通理解とすることは何よりも重要である。
- 事故の要因分析によって職員を育てる必要がある。事故に対し、何故事故が起きたのか、どのような対応をすることにより防ぐことができるのか等、事故を繰り返さない為のチャンスと受け止め、事故に対する考え方を変えてみることも必要かもしれない。

## 5 虐待、身体拘束ゼロに向けたケアの視点

#### (福祉用具の有効活用)

- 虐待、身体拘束の発生要因として、現場の介護職員の負担感が大きく影響しており、「力によるケア」には限界がある。福祉用具の活用は、介護職員にとって身体の保護にもつながる。福祉用具の有効活用により、介護現場の専門性をいかに高めていくことは、介護職員を本来のケアへと向かわせ、結果として虐待、身体拘束を低減させる。
- 介護の世界にも合理化の精神を取り入れるべきで、何もかも人間が行う必要はない。福祉用具は、人件費に比べれば低コスト化につながる。人手は機器では気がつかないケアの部分に割くべきである。

#### (見守りの強化よりも利用者個々人にあつた環境・福祉機器等の調整を)

- 介護事故がないようにと、施設・事業所内の見守りを強化することは逆効果である。利用者側からみれば、見守りの強化は見張り・監視体制の強化でしかない。必要なのは利用者個々人にあわせて、想定される事故の要因分析を行うことである。個々の姿勢にあつたテーブルやイスの高さ、手すりの位置を知り、その人の排泄動作にあつた便器の高さなどを調整するといったことが介護事故を未然に防ぐ。
- 見守り体制を強化すればするほど、介護事故に対する過敏な反応が生じることとなり、最終的には「施設にさえ大変なことなのに家族にできるわけがない」という負のスパイラルに陥ることになる。

#### (個別ケアと固定配置)

- 現場で介護にあたる介護職員自身も、介護にあたっている時以外の利用者がどのような生活をおくっているのかを理解し得ていない現状があり、利用者本人の24時間の生活リズムを理解すること(個別ケア)の重要性が指摘された。
- 施設職員=強者、利用者=弱者というパワーポリティクスは、どうしても生じてしまう。そこを意識的にいかに主体を転換していくかが大事。介護職員として重要なことは、技術・知識もさることながら、いかに利用者の思いに気づき、それを大切に配慮できるか、またそうした配慮を発揮できる職場環境(利用者にとっての生活環境)を提供できるか。

○そのためには生活単位と介護単位をあわせる(固定配置)必要がある。集団一律ケアから脱却し、個別ケアを徹底し、施設でも在宅生活時と同じ生活リズムを担保し、リロケーションダメージにも配慮をはかる必要がある。また出来る限り小規模な単位でケアを提供していく必要がある。入居者本人の生活リズムの把握とそのリズムを守る配慮がもっとも重要であり。その生活リズムを現場職員がいかに把握し共有化していくかにかかっている。

#### (職員と利用者家族との関係構築)

○固定配置によって職員と家族との関係性が生まれる。ヒアリングを行った施設では、施設から利用者家族向けの便り(2か月に1回)に、担当職員(ケアワーカー)から利用者の写真と最新エピソードを添えて返している。またケアプランの素案は、現場のケアワーカーが作成する。そのことで職員は利用者を一生懸命みようとする。写真も添えるので必然的に笑顔での介護も心掛ける。匿名性によって生じる介護職員のマナーの悪さ、態度、モチベーションの低さといった、不適切な介護レベルの介護相談事例にも一定の抑止効果となる。

○このことで利用者家族には施設・事業所及び担当職員に対する信頼関係が構築される契機となる。「家族が同意している」「家族が求めている」といった形や「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為の例である11項目以外の12、13項目目」の身体拘束、虐待を生む文化は醸成しにくい環境ともなる。

#### (潜在機能の把握と活用・重度化への対応)

○本来、自立支援では残存機能の活用が唱えられてきた。今後は現場職員が、残存機能だけでなく、利用者のもる潜在機能の把握とその活用という視点を持ち、いかにケアの形にしていくのかが問われる。みえないものを形にしていくのがケアの力である。

○その視点をもっとも必要とされるもののひとつが重度化への対応である。機能が落ちてゆく利用者の「ゆっくり坂道をおりていく」ケアをいかに実現していくか。家族に納得してもらえ、そのプロセスプランをいかに作成し説明していくか。重度化した利用者の潜在機能を発見し、尊厳を高め、最期まで看取る、豊かな空間をつくる。利用者の潜在的機能をふさいで寝かせ切りにするのは、「潜在的な拘束」ともいえるのだという介護職員自身の覚知が重要である。

#### (介護の質の数値化、介護記録のデータ化)

○こうした介護の質を見定めることは難しいが、ある意味、介護の質の数値化事態はそれほど困難なことではない。(誰がそれを見定めるのかという問題はあるが)たとえば介護相談員等の外部の人材を受け入れている施設・事業所であるかどうか。それが義務的な受入ではなく、快く受け入れているかどうかはひとつのメルクマールとなる。

○介護職員による介護記録や報酬請求書類の作成等の事務負担が指摘されたが、一方で介護記録類を減らしたからといって、介護職員の負担が軽減されるわけではないことも指摘された。介護相談員による介護相談記録と同様、介護記録は宝の山であり、必要な時に必要な情報を取り出せるようにする情報の管理が、施設・事業所運営法人にとって必要なのではないかと思われる。

## 特別養護老人ホーム「ゆうらく」の身体拘束・虐待をしない取り組み

社会福祉法人 伯耆の国  
理事長 山 野 良 夫

## 1. 施設全体での認識・取組

- ① トップからの号令
- 明確な方針と理解・徹底
    - ・法人研修等で全職員に徹底
    - ・しないっ！という意識
  - 事故発生時の責任体制の明確化・実践
    - ・保険の加入
    - ・家族・関係機関への対応（施設として）
- ② 「緊急やむを得ない場合」（例外規定）該当3要件
- 切迫性・非代替性・一時性 ⇒ そのものが原因となる？
    - ・逆に、安易にやってしまう理由となっている・・・？
  - 一切の例外を認めない！ ⇒ トップと現場の意識
    - ・法人研修の徹底
    - ・常日頃からの意識付け
  - 拘束・虐待は「ケアの質」に比例
    - ・拘束・虐待場面の強者と弱者
    - ・人的体制、勤務表の調整等ケア体制の課題
    - ・拘束に至らない対応

↓

「ケアの問題」の認識

## 2. ゆうらくの対応（個別ケアの構築）

- ① 福祉用具の有効活用
- 身体拘束の捉え方 ⇒ 溶接型車いす自体が拘束！
    - ・意識の問題
    - ・長時間の溶接型車いす着座は、苦痛そのもの！
    - ・拘束の捉え方（意識）⇒ 広義の理解が必要
  - 自立支援（ケア）の可視化 ⇒ 拘束・虐待の排除
    - ・「姿勢」の確保 = ケアの基本
    - ・入居者状態像の変化 ⇒ この差が「ケアの力」
    - ・ケアの質（力）向上が、拘束・虐待廃止の唯一の手法！

- 「皆が、楽に、安全に、快適に、違和感なく！」  
⇒ ゆうらくケアの原点
- ・拘束・虐待発生原因の排除  
不穩の防止、負担の軽減、余裕の確保
- ・「力」に頼らないケア ⇒ 両者にプラスの効果
- ・現場の負担感が、拘束・虐待を生む・・・！

○ 論理的・科学的・民主的ケアの実践

② 認知症への対応

- 認知症の理解 ⇒ 認知症は病気か障害か？
  - ・内外研修の充実
  - ・認知症の捉え方・考え方の問題
  - ・周辺症状の緩和と具体的対応の実践
- 個別ケア（ユニットケア）手法の正しい理解と実践
  - ・研修、実践の充実
  - ・個別ケアの徹底
  - ・暮らしの継続
- 個々の生活リズムの把握と入居者本位のケア体制
  - ・24時間の生活リズム把握（24Hシート）
  - ・勤務表の調整・見直し
  - ・個々の生活リズムに合わせたケアの提供（個別対応）

↓

両者の負担軽減

③ 重度化への対応

- 自立支援の推進 ⇒ 自分でできることの増加
  - ・自立の推進 ⇒ 職員の負担軽減
  - ・潜在機能の発揮 ⇒ 意欲の拡大
  - ・ベッド上の放置の禁止（寝かせきり）
- 残存機能から潜在機能の発見へ
  - ・見えない機能の発揮が必要
  - ・福祉用具の活用・「姿勢」の確保
- 職員の専門性の強化と認識
  - ・プロ意識の育成
  - ・「プロとは、これまで見えなかったものが見えるようになること、そして、それを具現化できる人！」
- 両者の自己実現の場
  - ・入居者は、できること（自立）の自信
  - ・職員は、モチベーションの向上
  - ・入居者の自己実現＝職員の自己実現 となる意識改革

### 3. しなくて良い「ヒント」？

#### ① 情報把握に基づいたケアの提供

##### ○ 職員の固定配置

- ・ 少人数ケア体制の確立
- ・ 一定数の人員確保

##### ○ 入居者本位（体制）の実践（勤務表） ⇒ 個別ケアの基本

- ・ 入居者の動きに合わせた勤務 ⇒ 個別対応の徹底
- ・ 一律一斉の廃止

##### ○ 24H生活リズム把握・一覧表の活用

- ・ 生活歴の把握と活用
- ・ 介護職の動きの示唆

#### ② 「力」のケアの限界

##### ○ 「姿勢」の確保 ⇒ 潜在機能の発見・活用

- ・ 「姿勢」の確保が、全てのケアの基本
- ・ 「力」のケアの限界 → 用具・機具の有効活用

#### ③ 拘束・虐待はケアの質に比例！

##### ○ 不快・不安の排除

- ・ 不快・不安が不穏の主たる原因！
- ・ 特に認知症は深く関連
- ・ 排除するケアの確立

##### ○ 人員不足が全ての原因ではない！

- ・ 人員不足だけの問題か・・・？
- ・ ピークカットとしての個別ケアの徹底
- ・ 工夫と努力の不足

### 4. おわりに

○ 身体拘束・虐待の廃止は困難な課題か・・・？

○ 主体の逆転で考えれば誰でも発想できる・・・？

○ 法人全体の意識の問題では・・・？

## 虐待防止、身体拘束廃止に向けた取り組み

NPO法人 メイアイヘルプユウ 理事（保健師）

鳥海 房枝

### 1. 高齢者施設における身体拘束廃止への取り組み

- ・平成 12 年 4 月 介護保険下における 3 施設での身体拘束を原則禁止とし、身体拘束に該当する事項として 11 項目を定め翌年の 3 月に公表した。（身体拘束ゼロ推進会議、マニュアル作成部会、ハード部会で論議・・・身体拘束ゼロへの手引き作成）
- ・各都道府県においても身体拘束ゼロ推進会議が発足し、各種研修などが開催される。
- ・身体拘束廃止に向けてまずなすべきこと～5 つの方針～
  - ① トップが決意し、施設一丸になって取り組む
  - ② みんなで議論し、共通の意識を持つ
  - ③ まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す
  - ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する
  - ⑤ 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に（身体拘束ゼロへの手引きより）

### 2. 平成 18 年高齢者虐待防止法施行

- ・高齢者虐待防止法の施行
- ・介護保険法の一部改正・・・安易な身体拘束に対する介護報酬の減額  
これにより身体拘束に該当するか否かに、一部の施設は関心が高くなっている。また 11 項目以外の拘束が見られる現状もある
- ・身体拘束は、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件を満たす状況の時、極めて限定的に認められている。そして身体拘束するには手続きと記録が必要になる

### 3. 利用者の安全を名目にして行われてきた身体拘束

- ・危険回避できない利用者を守る手段として
- ・家族が危険回避を求める
- ・職員の人手不足・・・見守りにより危険回避するという考え方

### 4. 高齢者施設のあり方

#### ① 医療施設との違いは何か

- ・医療モデルから生活モデルへの転換

治療中心から生活優先へ → 将来より現在  
医療は明日や将来にむけて受けるもの  
老いの暮らしとは今日できることが明日も可能かが不確か

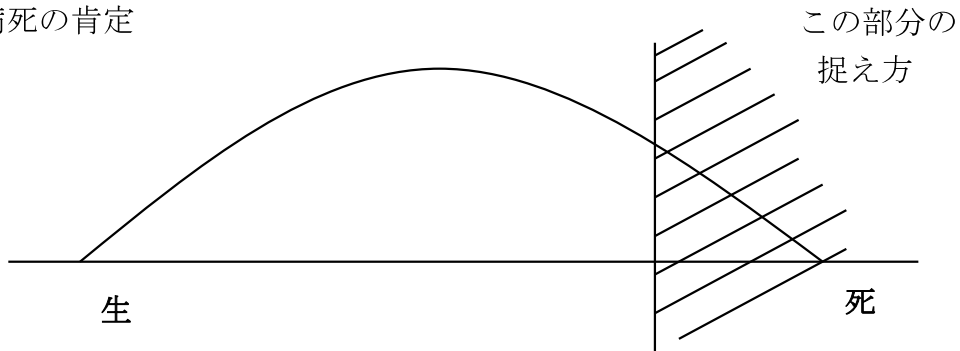


② 暮らしの場に管理は不要

- ・一律の日課の押しつけは管理の象徴
- ・QOL の尊重とは徹底的な生活習慣の保証と個別ケアの実践

③ 老いの見方

- ・生老病死の肯定



5. 身体拘束ゼロが問うていること

① 医療現場から始まっている身体拘束

- ・手術を伴う外科や小児科・精神科領域では治療上、身体抑制が必要になることが限定的にある

② 介護現場で身体拘束が起こったきっかけ

- ・日課に沿った一律ケア
  - 目的をまちがえた離床運動と車椅子ベルト
  - 定時おむつ交換と介護服使用
  - 一律の着替えによる不穏状態
- ・医療機関で使われている福祉用具を、高齢者の暮らしの場という見地から検討せずに導入

③ 作業から介護へ（福祉元年）

- ・身体拘束ゼロをケアの目標にしない（身体拘束 11 項目のみの廃止を目標にすると新たな身体拘束が生まれる危険がある）
- ・看護と介護の見直しと環境整備により、結果的に身体拘束不要の現場をつくり出す
- ・利用者の笑顔を引き出し、穏やかな暮らしの場にすることを目標にする
- ・作業と介護を区分けし作業部分を合理化する（利用者の傍らにいる時間をいかにつくるかの取り組み）

④ 一律ケアの弊害

- ・認知症の行動障害はケアと、おかれた環境に対する SOS
- ・認知症の行動障害に拘束が行われやすい理由
- ・流れ作業的ケアから個別ケアへの転換の必要性

## ⑤ 高齢者施設における身体拘束状況

(H18.3.発行 介護保険施設における身体拘束状況調査より抜粋)

- ・拘束率 5.2% (特養 4.5%、老健 4.3%、介療 9.9%)

施設内拘束率 0%→35.7%    0～5%未満→25.9%

61.6%

- ・被拘束者の特性は認知症で要介護4、5の者の占める割合が高い
- ・拘束の内容は、ベッド柵、車椅子ベルト、介護服、ミトン型手袋などである
- ・拘束廃止前後と介護事故発生状況の比較表

	増	減	変化なし
転倒	19.0	14.3	66.7
転落・ずりおち	23.8	16.2	60.1
誤嚥・窒息	1.9	12.9	85.2
管の自己抜去	13.7	11.3	75.0
骨折・強度打撲	12.1	13.9	74.0

転倒や転落・ずり落ち、管の自己抜去は増加傾向にあるが、生命に直結する誤嚥・窒息と医療機関での治療を要するような骨折・強度打撲は減少している

## 6. 身体拘束を虐待の一部と位置づける

身体拘束廃止への取り組みは、高齢者虐待とされる5項目のうち、経済的虐待を除く4項目(身体的、精神的、性的、無視)の防止に結びつく

虐待を身体的なものだけでなく、高齢者施設では言葉や無視を問題にする現状から基本的に考えるべき事とは何かを再考する

2

## 全国介護相談活動事例報告会



## 平成 27 年度全国介護相談活動事例報告会の開催（別冊）

(1) 日時 平成 28 年 2 月 26 日（金） 13 時～17 時 30 分

(2) 会場 砂防会館 別館 1 階 シェーンバッハ・サボー

(3) 内容 （次ページのプログラムを参照）

### ① 介護相談員永年活動功労者表彰

・平成 12 年度介護相談員派遣事業の取り組みが始まって以来、長年(5 期 10 年以上)にわたって、介護相談員活動に取り組んできた介護相談員を市町村事務局の推薦により表彰。これまでの活動を称え、今後もサービスの質の向上を支える活動を期待し、賞状が贈られた。

・表彰者は 113 人（31 都道府県・59 市町村）

※ 表彰者名等詳細は、当日配布資料「永年表彰者名簿」（添付資料）を参照。

### ② 基調講演 施設内虐待 なぜ支援者が虐待に走るのか～その心理過程～

・講師に市川 和彦氏（会津大学 短期大学部 教授）を迎えた。

### ③ パネルディスカッション

～虐待・身体拘束抑止への相談員の役割～ と題し、

・なぜ高齢者虐待・身体拘束はゼロにならないのか、それぞれの立場からの考え、今後の対応

・高齢者虐待・身体拘束抑止に向けての介護相談員の役割について当会事務局長 菅原 弘子をコーディネーターとし、パネルディスカッションを行った

(1) ケアホーム西大井こうほうえん田中 とも江 施設長  
『虐待・身体拘束の弊害と廃止への取組実践』

(2) 社会福祉法人 伯耆の国 山野 良夫 理事長  
『虐待・身体拘束のない施設運営』

(3) 静岡英和学院大学 見平 隆 教授  
『職員の専門性と虐待・身体拘束』

(4) 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 佐藤 守孝 課長  
『虐待・身体拘束の厚労省としての取組』

(4) 参加人数 430 人

# 平成 27 年度 全国介護相談活動事例報告会 プログラム

[日時] 平成 28 年 2 月 26 日 (金)、13:00～17:30

[会場] 砂防会館 別館 1 階 シェーンバッハ・サボー

東京都千代田区平河町 2-7-5 (TEL 03-3261-8386)

- 
- 13:00～13:20 ■ 開会挨拶／介護相談地域づくり連絡会 代表世話人 田中 純一  
■ 来賓挨拶／佐藤 守孝  
(厚生労働省 老健局 三浦 公嗣 局長代理 高齢者支援課長)
- 13:20～13:50 ■ 介護相談員永年活動功労者表彰  
功労者表彰お祝いのことば／審査委員長 丹羽雄哉  
(衆議院議員・元厚生大臣)
- 1.平成 12 年活動開始 表彰状授与
  - 2.平成 13 年活動開始 表彰状授与
  - 3.平成 14 年活動開始 表彰状授与
  - 4.平成 15 年活動開始 表彰状授与
  - 5.平成 16 年活動開始 表彰状授与
  - 6.平成 17 年活動開始 表彰状授与
  - 7.平成 18 年活動開始 表彰状授与
- 13:50～14:30 ■ 介護相談員派遣等事業の現状報告  
菅原 弘子 (介護相談・地域づくり連絡会 事務局長)
- 14:30～14:40 休憩
- 14:40～15:40 ■ 基調講演  
施設内虐待 なぜ支援者が虐待に走るのか～その心理過程～  
市川 和彦 (会津大学短期大学部 教授)
- 15:40～15:50 休憩
- 15:50～17:20 ■ パネルディスカッション  
～虐待・身体拘束抑止への相談員の役割～  
パネリスト 佐藤 守孝 (厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長)  
田中 とも江 (ケアホーム西大井こうほうえん 施設長)  
見 平 隆 (静岡英和学院大学 人間社会学部 教授)  
山野 良夫 (社会福祉法人 伯耆の国 理事長)  
コーディネーター 菅原 弘子 (介護相談員・地域づくり連絡会 事務局長)
- 17:20 閉会
-

3

介護相談・地域づくり連絡会  
世話人会





# 平成 27 年度世話人会について

(1) 日 時 (全国介護相談活動事例報告会に合わせて実施)

平成 28 年 2 月 26 日 (金) 11 時～12 時

(2) 会 場

砂防会館 別館 3 階「立山」

(3) 議事次第

1. 開会
2. 議事  
報告
  - ・平成 27 年度事業報告(中間報告)
  - ・平成 28 年度事業計画予定
3. 世話人意見交換
4. 閉会

(4) 配布資料

- ① 報告会配布資料
  - 「平成 27 年度全国介護相談活動事例報告会」
  - 「永年活動表彰者 名簿」
- ② 北海道本別町 「平成 26 年度介護相談員活動のまとめ」
- ③ 千葉県千葉市 介護相談員派遣事業実績報告書

## 世話人会概要

① 世話人の構成

- ・全国ブロックより事務局員 7 名、相談員 7 名を世話人として選出する。
- ・世話人の互選により、事務局 1 名、相談員 1 名の計 2 名を代表世話人とする。

② 任期

世話人の任期は 2 年

③ ブロック

- ・北海道
- ・東 北 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)
- ・関 東 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)
- ・中 部 (新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知)
- ・関 西 (三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
- ・中四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)
- ・九 州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

④ 活動内容

1. 介護相談・地域づくり連絡会の目的達成及び推進にかかわる活動
2. 介護相談・地域づくり連絡会の運営参加
3. 年 1 回定期情報交換会及び必要時の臨時情報交換会の開催
4. 各ブロック単位の行事等のとりまとめ

## 介護相談・地域づくり連絡会 世話人 (平成28年度まで)

ブロック	都道府県	市町村	世話人	所属
北海道	北海道	本別町	飯山 明美	事務局
	北海道	幕別町	佐藤 榮	相談員
東北	秋田県	横手市	藤原 功雄	事務局
	福島県	郡山市	大場 宏子	相談員
関東	千葉県	松戸市	田中 千鶴子 ◎	事務局
	茨城県	土浦市	大竹 美恵子	相談員
中部	静岡県	静岡市	木村 卓 (新) 渡邊 麻子 (旧)	事務局
	新潟県	長岡市	廣橋 淑子	相談員
関西	三重県	四日市市	竹内 優歩	事務局
	奈良県	大和郡山市	北村 彰男	相談員
中四国	愛媛県	久万高原町 西条市	畝本 幸男 (新) 近藤 誠 (旧)	事務局
	島根県	松江市	田中 純一 ◎	相談員
九州	福岡県	久留米市	久良木 龍	事務局
	佐賀県	鳥栖地区 広域市町村組合	伊東 ゆかり	相談員

◎は相談員代表世話人、事務局代表世話人  
 ※事務局世話人2名は、所属部署の移動の為交代

4

介護相談員派遣等事業 事務局担当者研修



# 平成 27 年度 都道府県介護相談員養成研修等事業担当者研修 平成 27 年度 市町村介護相談員派遣等事業事務局担当者研修（別冊）

## (1) 研修目的

介護相談員養成研修事業、介護相談員派遣等事業について今後の方向性等に関する最新の情報提供を行い、都道府県、市町村における円滑な取り組みを支援する。

## (2) 対象

- ・ 都道府県の介護相談員養成研修等事業担当者
- ・ 介護相談員派遣等事業を実施または事業実施予定の市町村の事務局担当者等

## (3) 実施内容

プログラムのとおり

## (4) 開催日時

平成 27 年 12 月 7 日（月）13：00～17：00

## (5) 場所

アルカディア市ヶ谷（私学会館）

## (6) 受講状況

- ・ 参加自治体数 : 89（都道府県 3、市町村事務局 86）
- ・ 受講者数 : 93（都道府県 3 人、市町村事務局 90 人）

講義時間	内容	講師（敬称略）
12:30～13:00	(受付)	
13:00～13:05	オリエンテーション	介護相談・地域づくり連絡会 事務局
13:05～13:50	●介護保険最新情報 認知症施策「新オレンジプラン」について	厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室 室長補佐 愛甲 健
13:50～14:30	●介護相談員派遣等事業についての今後の取組み	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐 安藤 正純
14:30～15:00	●介護相談員派遣等事業の必要性と目的 ●第 5 回介護相談員活動調査報告 ①独自研修の課題（研修時間・カリキュラム・内容等） ②介護相談員派遣等事業の広報・告知の課題	介護相談・地域づくり連絡会 事務局 事務局長 菅原 弘子
15:00～15:10	休憩	
15:10～16:40	●虐待・身体拘束防止の調査研究について ●介護相談員派遣等事業運営情報交換（GW） ①虐待・身体拘束の発見、防止対応について ②介護相談員派遣等事業、一般住民等への広報・サービス利用者とその家族への告知のあり方	介護相談・地域づくり連絡会 事務局
16:40～17:00	●グループ発表	
17:00	閉会	

## 事務局担当者研修の受講状況

平成27年度「都道府県事務局担当者研修・市町村事務局担当者研修」（全国研修）を受講した派遣事業実施市町村（広域連合等含む）、および都道府県は次のとおりである。

(1) 事務局担当者研修受講市町村：86 / 446 (平成27年度事業実施市町村事務局)

(2) 都道府県の受講・・・3 (富山県、島根県、熊本県)

No.	都道府県名	受講自治体	受講者数	
			市町村	都道府県
1	宮城県	仙台市社会福祉協議会	1	
2	秋田県	横手市	1	
3	山形県	山形市	1	
4	福島県	郡山市	1	
5		いわき市	1	
6		白河市	1	
7		田村市	1	
8		茨城県	日立市社会福祉協議会	1
9	土浦市社会福祉協議会		1	
10	ひたちなか市		1	
11	群馬県	伊勢崎市	2	
12		安中市	1	
13	埼玉県	川越市	1	
14		川口市	1	
15		春日部市	1	
16		上尾市	2	
17		越谷市	1	
18		蕨市	1	
19		久喜市	1	
20		八潮市	1	
21		吉川市	1	
22		ふじみ野市	1	
23		杉戸町	1	
24	千葉県	千葉市	1	
25		松戸市	1	
26		成田市	1	
27		佐倉市	1	
28		習志野市	1	
29		市原市	1	
30		八千代市	1	
31		鴨川市	1	
32		浦安市	1	
33		四街道市	1	
34		袖ヶ浦市	1	
35	栄町	1		
36	東京都	中央区	1	
37		港区社会福祉協議会	1	
38		台東区	1	
39		墨田区	1	
40		葛飾区	1	
41		青梅市	1	
42		府中市	1	
43		町田市	3	
44		国分寺市	1	
45	神奈川県	相模原市	1	
46		平塚市	1	

No.	都道府県名	受講自治体	受講者数	
			市町村	都道府県
47	新潟県	長岡市	1	
48		上越市	1	
49	富山県	富山県		1
50		富山市	1	
51		高岡市	1	
52		新川地域介護保険組合	1	
53	石川県	金沢市社会福祉協議会	1	
54		小松市	1	
55	山梨県	甲府市	1	
56	長野県	松本市	1	
57		岡谷市	1	
58		小諸市	1	
59		伊那市	1	
60		駒ヶ根市	1	
61		塩尻市	1	
62		佐久市	1	
63		下諏訪町	1	
64		富士見町	1	
65	岐阜県	もとす広域連合	1	
66	静岡県	静岡市	1	
67		磐田市	1	
68	愛知県	豊橋市	1	
69		刈谷市	1	
70		豊田市	1	
71		安城市	1	
72		小牧市	1	
73		高浜市	1	
74	三重県	伊賀市	1	
75		鈴鹿亀山地区広域連合	1	
76	滋賀県	湖北地域介護保険運営協議会	1	
77	京都府	綾部市	1	
78		城陽市	1	
79	大阪府	高槻市	1	
80	兵庫県	豊岡市	1	
81	鳥取県	岩美町	1	
82		南部箕蚊屋広域連合	1	
83	島根県	島根県		1
84	岡山県	岡山市	1	
85	広島県	福山市	1	
86	徳島県	鳴門市	1	
87	福岡県	北九州市社会福祉協議会	1	
88	長崎県	島原地域広域市町村圏組合	1	
89	熊本県	熊本県		1
合 計			90	3

5

都道府県・市町村・介護相談員に対する  
取組促進の支援





# 介護相談員派遣等事業の全国的な展開を支援するホームページによる情報発信

## 『今月の相談』

類型ごとに、毎月1日、3事例を更新。

介護相談員の実例をもとに事例紹介。相談プロセス、事例をみる視点等を解説。

掲載内容は下記のとおり

掲載月	テーマ	類型
2015年5月	1 息子の結婚式に出席させたい	職員の対応やケア
	2 自宅へ帰って暮らしたい	
	3 男性スタッフの介助は恥ずかしい	
2015年6月	1 家に帰りたい	職員の対応やケア
	2 車イスで上手に移動できるように練習したい	
	3 同じ時間に迎えに来てほしい	
2015年7月	1 友人に会いたい	職員の対応やケア
	2 利用者の安全・プライバシーの確保がされていない	
	3 施設に伝えて	
2015年8月	1 同じことを何度も言わせないで	職員の対応やケア
	2 部屋ではなく浴室で脱衣したい	
	3 お茶の1杯でも差し上げてはいかが？	
2015年9月	1 オムツにそのまま便をして下さいと言われたが…	職員の対応やケア
	2 もっとリハビリがしたい	医療・健康・リハビリ
	3 有線放送が聴きたい	施設の環境
2015年10月	1 ベッドを壁につけて欲しい	施設の環境
	2 刻み食は味気ない	食事関連
	3 生果が食べたい	
2015年11月	1 漬物が食べたい	
	2 ご飯が美味しくない	
	3 お雑煮が食べたい	
2015年12月	1 壁に作品を飾りたい	施設の環境
	2 何故ベランダの窓に施錠してあるの	
	3 備品の置き方に危険を感じる	
2016年1月	1 食糞分離のご提案	医療・健康・リハビリ
	2 リハビリがしたい	
	3 病院に受診されることを提案	
2016年2月	1 テーブルと車椅子の高さが合っていない	施設の環境
	2 本棚の本が取りづらい	医療・健康・リハビリ
	3 在宅介護出来ないことが心苦しくストレスである	
2016年3月	1 災害時の避難経路の確保を	
	2 施設の汚れが気になる	
	3 ベッドを窓際に移してほしい	

## 介護相談員に対する取組促進の支援

『介護相談員活動 相談・観察への対応と手法 一事例検討のために一』作成（別冊）

介護サービスの現場で生じている課題が「なぜ起きているか」という原因を探り、対処法を導き出す手がかりを見出し、各自治体で研修を行う際の一助とするため、平成27年度ホームページに掲載した『今月の相談』を「食事関連」「施設の環境」「医療・健康・リハビリ」「職員の対応やケア」に分類し、冊子としてまとめた。

## 自治体主催の勉強会の開催支援

介護相談員派遣等事業について市町村における取り組み推進を図るため、事業周知の説明会及び介護相談員の資質向上の勉強会の開催支援を行った。

### (1) 愛知県 岡崎市

#### ① 日時

平成28年1月14日（木）14時～16時30分

#### ② 会場

岡崎市役所 西庁舎701号室

#### ③ 受講者数

58名（施設職員 42名、介護相談員 13名、事務局 3名）

#### ④ 内容

- ・ 介護相談員派遣等事業について
- ・ グループワーク

7つのテーマについてグループワーク後、講評を行った

（テーマ）

- ・ 介護現場の理想と現実
- ・ 介護現場の理想と現実
- ・ 尊厳を損なわない介護について
- ・ 介護相談員に求める事、介護相談員が活動中に悩むこと 他

## 参考資料



## その他 平成 27 年度研修実施状況（補助金対象外）

### 介護相談員全国研修

平成 27 年度に実施した介護相談員全国研修について  
養成研修、現任研修Ⅰ・Ⅱ、事務局担当者研修は下記の通り実施。

#### （１）介護相談員養成研修

##### ①受講対象者

市町村から派遣される新任の介護相談員、市町村等の事務局担当者

##### ②日程・会場

会場名	前 期	後 期
大阪①	平成 27 年 6 月 8 日（月）～6 月 11 日（木）	7 月 17 日（金）
東京①	平成 27 年 6 月 2 日（火）～6 月 5 日（金）	7 月 14 日（火）
東京②	平成 27 年 6 月 16 日（火）～6 月 19 日（金）	7 月 30 日（木）

東京会場：K F C ホール アネックス

大阪会場：大阪会館

##### ③研修内容

平成 27 年度介護相談員養成研修カリキュラムのとおり

##### ④修了者数

317 人－144 市区町村（広域連合等を含む）

		東京①	東京②	大阪①	合計
内 訳	介護相談員	83	104	117	304
	事務局担当者	3	6	3	12
修了人数		86	110	120	316

# 平成 27 年度介護相談員養成研修カリキュラム

## 前期研修

前期研修			東京①	東京②	大阪①
講義時間	(分)	内 容	6 月 2 日 (火)	6 月 16 日 (火)	6 月 8 日 (月)
12:15~13:00		(受付)			
13:00~13:10	10	●オリエンテーション ・研修留意事項 ・研修内容説明	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		
13:05~14:40	90	●介護相談員の意義と役割 ・介護相談員派遣等事業の目的等 ・介護保険と介護相談員	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		
14:50~16:20	90	●介護保険の思想 ・介護保険の思想とシステム ・介護保険制度の機能と介護相談員活動	地域ケア政策ネットワーク 外部協力員 福井 英夫		
16:30~17:30	60	●介護保険制度① ・介護保険制度の基本的理解	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		

講義時間	(分)	内 容	6 月 3 日 (水)	6 月 17 日 (水)	6 月 9 日 (火)
9:30~10:50	80	●介護保険制度② ・介護保険制度の理解・目的 ・介護保険最新情報	厚生労働省 老健局 総務課 課長補佐 山本 亨 課長補佐 服部 真治		
11:00~12:00	60	●認知症の人といかに向き合うか ・ビデオ「お山のうち」	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		この日のみ 「高齢者の理解」 高橋 龍太郎
13:00~13:30	30	●施設の居住環境とケアの質 ・個室・ユニットケアとは何か ・ビデオ「個室化・ユニットケア ～特養ホームはこう変わる」	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		この日のみ 14:00~15:30 「認知症の 正しい理解」 山口 晴保
13:30~14:30	60	●施設サービスの理解 ・介護保険 3 施設の比較、 老人福祉施設の種類と性格等		この日のみ 13:30~15:00 社会福祉法人 伯耆の国 理事長 山野 良夫	
14:40~16:10	90	●利用者の権利擁護① ・権利擁護、成年後見制度		高村浩法律事務所 弁護士 高村 浩	
16:20~17:00	40	●利用者の権利擁護② ・市民後見人について	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子	この日のみ 15:10~17:00	この日のみ 15:40~17:30
17:10~18:00	50	●虐待への対応 ・高齢者虐待防止法 ・高齢者虐待の定義	社会医療法人 慈薫会 介護老人保健施設 大阪緑ヶ丘 事務局長 柴尾 慶次		

3 日 目	講義時間	(分)	内容	6月4日(木)	6月18日(木)	6月10日(水)
	9:30~11:00	90	●身体拘束への対応 ・身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 ・身体拘束廃止に向けての取組み	NPO 法人 メイアイヘルプユー 事務局長 鳥海 房枝		
	11:10~12:00	50	●高齢者の理解 ・高齢者の身体的および精神的特性 ・高齢者になると現れる変化	東京都健康長寿医療センター研究所 副所長 高橋 龍太郎	この日のみ 11:10~12:00 「虐待への対応」 柴尾 慶次	
	13:00~14:30	90	●認知症の正しい理解 ・認知症の基礎知識 ※認知症サポーター講座を兼ねる	群馬大学 大学院 保健学研究科 教授 山口 晴保	この日のみ 13:00~13:30 「施設の居住環境とケアの質」 菅原 弘子 この日のみ 13:30~14:30 「施設サービスの理解」 山野 良夫	
	14:40~16:40	120	●コミュニケーション技法とトレーニング ・コミュニケーションの技法と演習	昭和大学 保健医療学部 講師 大谷 佳子		
	16:50~18:00	70	●記録・報告の意義 ・相談活動の基本姿勢と記録・報告の重要性	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		

4 日 目	講義時間	(分)	内容	6月5日(金)	6月19日(金)	6月11日(木)
	9:30~15:30	300	●相談活動から記録・報告まで ①相談活動における「記録」のあり方、実技演習 ・事例から相談内容の抽出・キーワード整理 ・グループワーク「相談記録票の作成」 ②相談活動における「報告」のあり方、実技演習 ・グループワーク「活動報告書の作成」 ③ロールプレイ：相談活動と報告・伝え方のポイント ・実技演習/講評	たむらソーシャルネット 代表 田村 満子		
15:40~16:00	20	●施設訪問・自治体ヒアリングについて	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子			

### フィールドワーク実習（9時間）

前期研修修了後1ヶ月以内に実施

#### ●介護施設等訪問実習（7時間）

下記の①～③のうち2カ所以上を訪問

①介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等）、その他、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

地域密着型サービス（グループホーム・小規模多機能居宅介護等）から1カ所

②通所サービス（（デイサービス・デイケア）、短期入所サービス（ショートステイ）から1カ所

③訪問サービス（訪問介護、訪問リハ等）利用者の居宅（居宅訪問を行った場合）

※各自治体で受け入れ事業所を選定・調整

#### ●地域ケア体制（介護保険事業計画等）のヒアリング（2時間）

※各自治体で対応

レポート提出〆切

東京①	東京②	大阪①
7月1日(水)	7月15日(水)	7月8日(水)

### 後期研修（フォローアップ）

フ ォ ロ ー ア ッ プ	講義時間	(分)	内 容	東京①	東京②	大阪①
	9:20~10:00		(受付)	7月14日(火)	7月30日(木)	7月17日(金)
	10:00~10:10	10	●オリエンテーション	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		
	10:10~15:10	240	●フィールドワーク活動報告と検討 ・グループワーク（活動レポートの発表と意見交換） ・グループ発表とフォローアップ ・実践活動にむけて	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		
	15:20~16:00	40	●介護相談員への期待・修了証授与			

## (2) 介護相談員現任研修

### 現任研修 I

#### ①受講対象者

- ・平成12年度～平成26年度に介護相談員養成研修を修了し、1年以上の活動実績がある介護相談員
- ・市区町村の事務局担当者（養成研修を修了していなくても受講可能）

#### ②日程・会場

会場名	日 程
大阪①	平成27年10月20日（火）～10月21日（水）
東京①	平成27年10月6日（火）～10月7日（水）
東京②	平成27年10月8日（木）～10月9日（金）

東京会場：KFCホール アネックス

大阪会場：AP大阪駅前

#### ③研修内容

	講義時間 (分)	内 容	東京①	東京②	大阪①
			10月6日（火）	10月8日（木）	10月20日（火）
1 日 目	12:15～13:00	(受付)			
	13:00～13:05	●オリエンテーション	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		
	13:05～14:00	●介護保険最新情報	厚生労働省 老健局 総務課 課長補佐 服部 真治	課長補佐 山本 亨	
	14:10～17:30	●介護の質を見分ける目を養う ～サービス現場の実際から学ぶ ①講義 ②グループワーク（足し算の介護、引き算の介護等） ③講評	夢のみずうみ村 理事長 藤原 茂		
2 日 目	9:30～12:00	●自立支援につながる福祉用具（演習） 正しい使い方のポイントと対応のしかた ①車いす ②歩行補助用具 ③トイレ用具 ④入浴用具 ⑤食事 ⑥更衣 ⑦その他	社団法人 日本作業療法士協会 船谷 俊彰		
	12:00～13:00	昼食休憩			
	13:00～15:30	●市町村での実施状況、情報。意見交換等	介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子		
	15:40～16:00	●修了証・バッジ授与	介護相談・地域づくり連絡会		

#### ④修了者数

264人－131市区町村（広域連合等を含む）

		東京①	東京②	大阪①	合計
内 訳	介護相談員	65	76	110	251
	事務局担当者	2	6	5	13
修了人数		67	82	115	264



## 現任研修Ⅱ

### ①受講対象者

- ・介護相談員現任研修修了者、2年以上の活動実績がある介護相談員
- ・市区町村の事務局担当者（現任研修を修了していなくても受講可能）

### ②日程・会場

会場名	日 程
大阪①	平成 27 年 10 月 30 日（木）～ 10 月 31 日（金）
東京①	平成 27 年 11 月 11 日（火）～ 11 月 12 日（水）
東京②	平成 27 年 11 月 13 日（木）～ 11 月 14 日（金）

東京会場：K F Cホール アネックス

大阪会場：A P 大阪駅前

### ③研修内容

1 日 目	講義時間	内 容	大阪①	東京①	東京②
	(分)		10月22日(木)	11月9日(月)	11月11日(水)
	12:15～13:00	(受付)			
	13:00～13:05	●オリエンテーション		介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子	
	13:05～14:00	●介護保険最新情報		厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室 室長 水谷 忠由	
	14:10～17:30	●認知症の人の行動を理解する ～行動観察方式（AOS）から学ぶ ①早期発見・早期診断・早期治療 ②認知症評価尺度 ③行動観察方式 AOS 活用のための 脳機能の基礎知識 ④行動観察方式 AOS の特徴、構成、ポイント		敦賀温泉病院 理事長 玉井 顕	

2 日 目	講義時間	内 容	10月23日(金)	11月10日(火)	11月12日(木)
	(分)				
	9:30～12:00	●AOS 評価による情報整理と支援のあり方 ・グループワーク		介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子	
	12:00～13:00	昼食休憩			
	13:00～15:30	●市町村での実施状況、情報。意見交換等 ①グループワーク ②発表／講評		介護相談・地域づくり連絡会 事務局長 菅原 弘子	
	15:40～16:00	●修了証		介護相談・地域づくり連絡会	

### ④修了者数

229 人－82 市区町村（広域連合等を含む）

		東京①	東京②	大阪①	合計
内 訳	介護相談員	92	57	75	224
	事務局担当者	0	2	3	5
修了人数		92	59	78	229



平成27年度 老人保健事業推進費等補助金  
(老人保健健康増進等事業分)

身体拘束及び高齢者虐待の未然防止に向けた  
介護相談員の活用に関する調査研究事業 報告書

---

平成 28 (2016) 年 3 月

特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

介護相談・地域づくり連絡会

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2 - 7 - 15 近代科学社ビル 4 階

TEL : 03 - 3266 - 9340、FAX : 03 - 3266 - 0233

e-Mail : [sodanin@net.email.ne.jp](mailto:sodanin@net.email.ne.jp)

URL : <http://www.kaigosodan.com>